

～児童生徒の保護者の皆様へ～

平成31年度 就学援助制度のお知らせ

※就学援助制度を希望される方は、毎年、申請が必要です※

就学援助制度とは、『経済的理由により、就学困難な児童生徒に対して学用品費や学校給食費などの就学援助を行う制度』です。申請して、認定された場合は就学援助を受けることができます。

1. 該当する世帯

- (1) 要保護世帯（生活保護世帯）
- (2) 準要保護世帯（生活困窮世帯）

認定基準の目安（世帯の状況、年齢等によって基準額が変わります）

世帯員数	家族構成	所得額の目安
2人	親1人・小学生1人の場合	約156万円
3人	親1人・小学生1人、中学生1人の場合	約214万円
4人	両親・小学生1人、中学生1人の場合	約245万円
5人	両親・小学生1人、中学生1人、4歳児の場合	約264万円

※世帯の状況、年齢等によって基準目安が変わりますので所得額の目安を超えていても該当する場合があります。



2. 提出書類

- ①就学援助申請書
- ②住民票謄本（※申請書の同意欄で同意をされた方は提出が不要となります。）
- ③平成30年度所得課税証明書 ※申告されていない場合は判定できませんので、必ず申告をお済ませ下さい。
（申請書の同意欄で同意をされた方は提出が不要となります。ただし、平成30年1月1日現在の住所が南城市外の方は住所があった市町村で取得し提出をお願い致します。）
- ④その他・・・必要に応じ、健康保険証や住民票等の提出を求める場合があります。

3. 提出期限

- ①当初申請受付（平成31年4月1日からの認定）

平成30年12月3日（月）～平成31年1月31日（木）

※提出期限内に申請し認定された場合、平成31年4月から認定になります。

※提出期限後に申請し認定された場合、5月以降からの援助となりますのでご注意ください。

- ②随時申請受付（※5月以降の認定となります）

平成31年2月1日（金）～ 随時受付

※当初申請期間を過ぎて提出された方は支給額もその分少なくなります。

※ 裏面も必ずご確認ください ※

★新入学生学用品費の前倒し支給（入学準備金）を実施致します★

新小学1年生、新中学1年生になる児童生徒が対象で、入学前に新入学生学用品費の支給を受けたい方は下記期日までに申請書の提出をお願い致します。

認定された場合、入学準備金支給は1月下旬を予定しています。

平成30年12月3日（月）～平成30年12月25日（火）

4. 援助対象となるもの

支給費目	生活保護世帯 (要保護)	生活保護に準ずる世帯 (準要保護)	備考
学用品費	—	○ 定額援助	
新入学学用品費 (入学準備金)	—	○ 定額援助	新1年生 ※期限内に申請が必要
校外活動費	—	○ 実費援助	※上限あり 宿泊を伴わないもの
通学用品	—	○ 定額援助	1年生除く
修学旅行費	○	○ 定額援助	※上限あり
学校給食費	—	○ 実費援助	
医療費援助費	○	○ 実費援助	

※新入学学用品費を前倒し支給で受けた方は入学後の支給はございません。（1世帯1度のみ）

※支給月などの詳細については、認定通知書と送付致します。

※医療費援助（学校から指示されて下記の病気を治療する場合の自己負担分）

- ①トラコーマ及び結膜炎 ②白せん、かいせん及び膿痂疹 ③中耳炎
④慢性副鼻腔炎及びアデノイド（扁桃腺肥大症） ⑤う歯（保険診療に該当するもの）
⑥寄生虫病（虫卵保有含む）

(2) 提出先

- ・在学児については現在通われている南城市立小・中学校に提出をお願い致します
- ・未就学児については、教育委員会（教育指導課）窓口へ提出をお願い致します（※市内小中学校に兄弟姉妹がいる場合は、小・中学校へご提出ください）



お問い合わせ

南城市教育委員会 教育指導課（新庁舎2F） 就学援助担当 TEL 917-5364